

# 建設業の「一人親方」 労災保険もお任せ下さい！



鳩ヶ谷商工会では、ご要望の高かった建設業で従業員を使用していない一人親方の労災保険を取扱う「一人親方労災保険組合」を設置しています。労災に加入されていない一人親方の方、ご興味のある方はぜひお問合せください。

鳩ヶ谷商工会  
で一人親方  
労災保険に  
加入する  
メリット！

従業員が  
いなくても  
労災保険に  
入れます！  
\*治療費・休  
業・傷病・障害  
等を補償

年間手数料  
が安くて、  
保険料は  
3分割が可能！  
\*保険料は年間  
3回に分けての  
納付が可能

商工会が  
行う他の  
サービスも  
利用できます！  
\*健康診断、税  
務・金融・経営  
等の各種支援

## 「ご加入いただける条件」について

- (1) 建設業の「一人親方事業主」および「その家族従事者」
  - (2) 雇用する労働者がいない（または臨時で雇っても年間延べ100日未満）
  - (3) 鳩ヶ谷商工会の会員、もしくは会員になっていただくこと（商工会費：一人親方年間8,400円）
- \* ご加入いただける条件について、詳しくは下記の鳩ヶ谷商工会までお問合せください。

## 「一人親方労災保険の保険料、事務手数料」について

- (1) 事務手数料等：年間9,600円（月800円） \* 家族専従者（2人目以降）は年間5,400円
- (2) 労 災 保 険 料：下記の休業補償時等の給付金日額（3,500円～25,000円）からお選びください。

給付金日額	年間保険料	給付金日額	年間保険料	給付金日額	年間保険料
<3,500円>	24,272円	<5,000円>	34,675円	<7,000円>	48,545円
<10,000円>	69,350円	<14,000円>	97,090円	<20,000円>	138,700円

\* 年間保険料は国が毎年定める保険料率により、若干変更がございます。（表は28年度保険料）

- （料金例①）1名加入（給付金日額 3,500円）の場合…事務手数料 9,600円 + 保険料 24,272円 = 合計 33,872円
- （料金例②）1名加入（給付金日額 10,000円）の場合…事務手数料 9,600円 + 保険料 69,350円 = 合計 78,950円
- （料金例③）2名加入（給付金日額 3,500円）の場合…事務手数料 15,000円 + 保険料 48,544円 = 合計 63,544円

## 「加入の手続き」について

- ①「所定の加入申込み書一式に記入・押印」 → ②「初回分の保険料をご入金」 → ③「保険成立」

\* 初回分の保険料入金後、保険成立まで約2営業日かかります。

一人親方労災保険に関するお問合せは…「鳩ヶ谷商工会」  
住所：川口市鳩ヶ谷本町2-1-1 電話：048-281-5555 迄ご連絡下さい。